用金庫連合会、労働金庫、監査法人、弁護士法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。））及び同項第５号の規定に基づき人事院が指定する法人

2　応募手続

⑴　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等
②　当該民間企業における地位及び業務内容
③　希望する労働契約の期間
④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
②　国における希望職務内容
③　希望する任用期間
④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　参考

国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html）を参照のこと。

4　応募に関する問合せ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班
〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３
電話番号：（03）3581―7722
e-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

人事院

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、大分労働局の関係労働者を代表する者である佐藤寛人及び首藤征典の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、それぞれの補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年12月16日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、大分労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成27年12月30日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　大分労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、熊本労働局の関係労働者を代表する者千々岩宗徳の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年12月16日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成27年12月28日
4　推薦書及び添付書類提出先　熊本労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成27年12月15日をもって満了した。

平成27年12月16日

人事院人材局企画課長　池本　武広

記

平成26年度会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））
平成26年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）
平成26年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））
平成26年度経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））
平成26年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））
平成26年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））

公告

裁判所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第３０１０５号

東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍東京都渋谷区恵比寿南３丁目27番地、最後の住所茨城県水戸市平須町1822番地の540、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日平成26年８月27日、出生の場所神奈川県高座郡相模原町、出生年月日昭和20年12月12日、職業不詳
被相続人　亡　竹原　敏浩
事務所　茨城県水戸市南町１丁目３番27号水戸ビル２階、茨城県水戸市宮町２丁目２番６―501号クランメール・宮町
相続財産管理人　弁護士　森田　冴子

水戸家庭裁判所